

秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

令和3年7月13日

秋田県条例第64号

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。

(2) 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。

(3) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用に係る交通事故（以下「交通事故」という。）により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を補償するための保険又は共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、歩行者、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）並びに道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車（第10条において「自動車等」という。）の運転者が道路の交通に関する法令についての理解を深めるとともに、県、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が相互に連携し、及び協力して交通事故の防止を図ることを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用についての理解を深める

とともに、自転車の安全で適正な利用に係る取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、基本理念にのっとり、道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両の運転者としての責任の自覚の下に、道路の交通に関する法令及び交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、自転車の安全で適正な利用のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるとともに、その事業活動における自転車の安全で適正な利用に係る取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(交通安全団体の責務)

第7条 交通安全団体は、基本理念にのっとり、道路の交通に関する法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に係る取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(啓発活動)

第8条 県は、自転車の安全で適正な利用についての県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、これらの者による自転車の点検及び整備並びに自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車安全確認の日を設けるほか、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 自転車安全確認の日は、4月15日とする。

(教育の充実)

第9条 県は、自転車の安全で適正な利用に関し、学校教育その他の教育を通じて、県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 学校教育その他の教育を行う者は、前項に規定する措置に協力するよう努めなければ

ならない。

(自転車に係る道路交通環境の整備)

第10条 県は、国、市町村及び交通安全団体と連携し、歩行者、自転車及び自動車等の安全な通行を確保するため、自転車に係る道路交通環境の整備を図るものとする。

(交通事故の防止のための措置等)

第11条 自転車利用者、事業活動において従業者に自転車を利用させる事業者及び自転車の貸付けを業とする事業者（以下「自転車貸付業者」という。）は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面への反射器材の備付けその他の交通事故の防止のための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 自転車利用者は、路面の積雪、凍結その他の状態を考慮した上で、自転車を安全で適正に利用し、又はその利用を取りやめるよう努めなければならない。

3 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、未成年者を現に監護するもの（次条第2項及び第13条第2項において「保護者」という。）は、その監護する未成年者に対し、乗車用ヘルメットの着用についての助言その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用についての助言その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自転車の点検及び整備等)

第12条 自転車利用者、事業活動において従業者に自転車を利用させる事業者及び自転車貸付業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車について、定期的な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期的な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

3 自転車の小売を業とする事業者は、自転車を購入し、又は整備しようとする者に対し、当該自転車の点検及び整備の方法その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第13条 自転車利用者（未成年者を除く。）は、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利

用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第14条 自転車の小売を業とする事業者は、自転車を購入し、又は整備しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする事業者は、前項の規定による確認により同項に規定する者が自転車損害賠償責任保険等に加入していると認められないときは、その者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 自転車貸付業者は、自転車を借り受けた者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供等)

第15条 県は、交通安全団体、市町村、自転車損害賠償責任保険等に係る保険者及び関係団体と連携し、県民及び事業者による自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、これらの者に対する自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、第13条及び第14条の規定は、令和4年4月1日から施行する。